

# ペストコントロール技能師 更新案内

～有害生物防除のベーシック資格：ペストコントロール技能師～

2016 年 3 月 31 日 認証期限の方へ



技能師の更新は、配本テキストによる自己学習となり、  
集合研修ではありません。

本紙は、ペストコントロール技能師更新時教育のご案内および、  
技能師制度に関するQ & Aをまとめたものです。  
お申し込み・お問い合わせなどの前にご一読ください。

## お問い合わせ・申し込み先



公益社団法人日本ペストコントロール協会

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町 3-3-4 サンクス神田駅前ビル 3F

TEL : 03-5207-6321

FAX : 03-5207-6323

E-mail : [jPCA@pestcontrol.or.jp](mailto:jPCA@pestcontrol.or.jp)

URL : <http://www.pestcontrol.or.jp>

# 平成27年度ペストコントロール技能師 更新案内

## 【表記について】

技能師 = ペストコントロール技能師

1級技術者 = ペストコントロール1級技術者

- (1) 対象者：本会会員事業所に所属し、技能師を取得している者
- (2) 締切日：**平成27年9月30日(水)** 必着
- (3) 費用：**7,560円** (税込) (テキスト代・更新手数料・技能師証発行手数料を含む)

(4) 申込：

技能師通常更新の場合

- ①更新申請書(様式第5号-1) }  
②問題の解答用紙 } ⇒ 当協会までご郵送ください。  
③技能師証のコピー(両面) }  
④写真 }

(A) データ送付の場合

- ・題名及びファイル名は技能師証の記載を確認してお送りください
- ・添付ファイルのデータはjpg形式で500KB以内としてください

例⇒ メール題名：「技能師 No. XXXXXX-XX-XXX」

添付写真ファイル名：「(氏名).jpg」

<写真データ受信専用アドレス>

**koshin@pestcontrol.or.jp**

(B) 郵送の場合：2枚(4cm×3cm、脱帽正面向き、背景なし、  
申請前3ヶ月以内撮影、裏面に氏名記載)

⑤費用 7,560円 を下記口座へお振込みください。

(5) 払込：下記口座に締切日までにお振込みください。

【銀行名】みずほ銀行 神田駅前支店

【預金種目】普通 【口座番号】2171957

【口座名義】公益社団法人 日本ペストコントロール協会  
シャ) ニホンペストコントロールキョウカイ

※上記口座以外への更新料のお振込は受付できません。

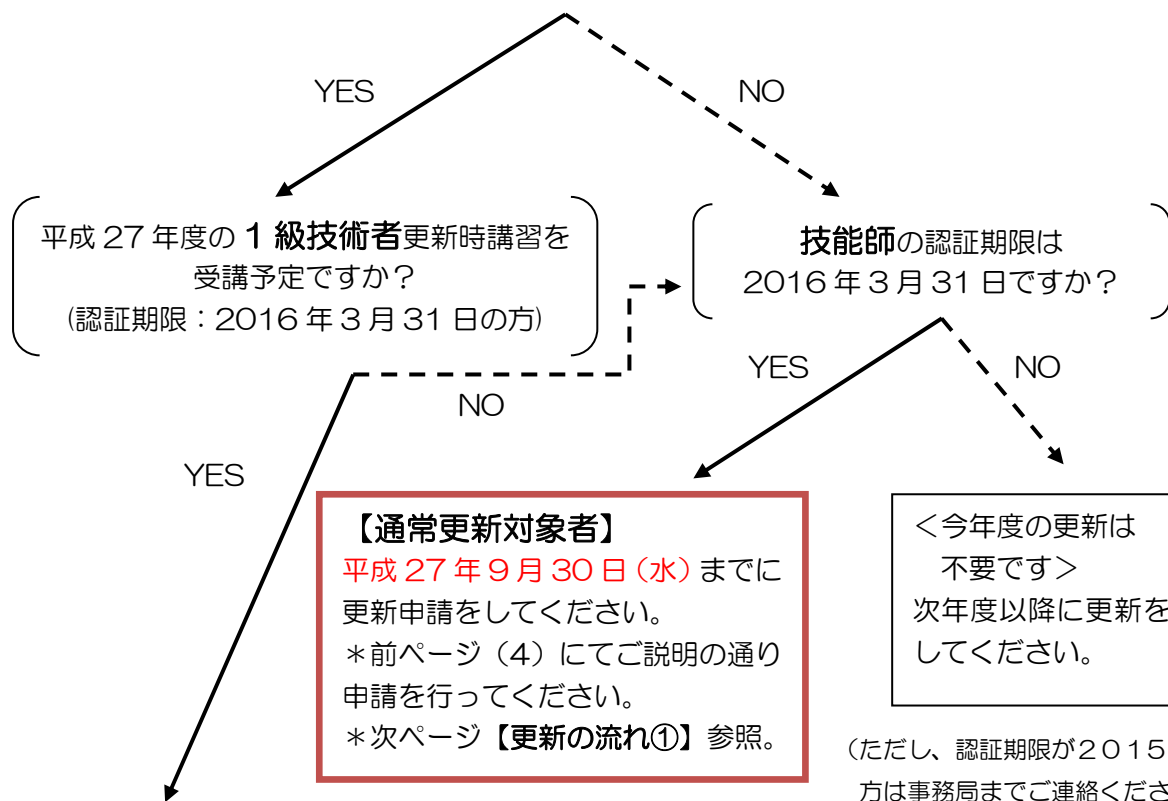
※払込手数料は申込者にてご負担願います。

- (6) その他：①入金確認と申請書の提出をもって正式な受付と致します。  
②本会の責による場合を除き、各手数料の払込み後の返金は致しません。  
③後日技能師証を勤務先へお送り致します。  
④本会ホームページにて規程やQ&A(よくある質問と回答)を掲載しております。ご不明な点がございましたらQ&A等をご参照いただき、その上で解決しない場合は当協会までお問い合わせ願います。

**技能師の更新は、配本テキストによる自己学習となり、集合研修ではありません**

# ペストコントロール技能師更新手続きチェックフロー

〔 技能師資格の他に **1級技術者** 資格も持っていますか？ 〕



(ただし、認証期限が2015年以前の方は事務局までご連絡ください。)

**【優遇更新対象者】 (この案内による更新は不要です)**  
**1級技術者**更新時講習修了後に渡される専用申込書により  
**技能師**の優遇更新申請をしてください。  
 (申請期限：2016年3月4日(金))  
 ⇒更新申請手数料¥3,240 (税込)  
 注：現在お手元にある**技能師**の認証期限に関わらず、  
**1級技術者**と同じ認証期限となります。  
 \*次ページ **【更新の流れ②】** 参照。



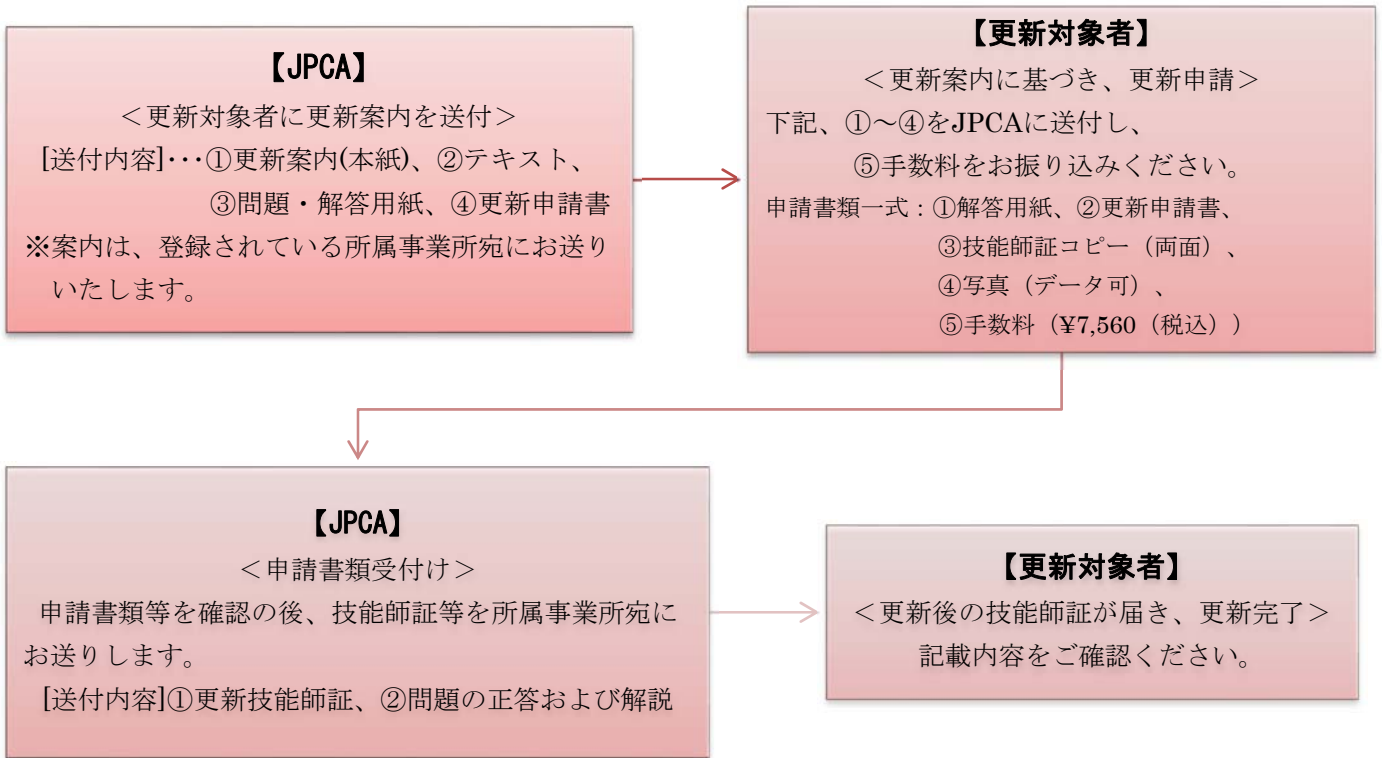
## ※) 優遇措置の概要

ペストコントロール技能師資格認証規定により、「ペストコントロール技能師」と、「ペストコントロール1級技術者」の両方の資格を持つ者は、ペストコントロール1級技術者更新時講習の受講をもって、ペストコントロール技能師更新教育を履修したものとみなすことができる優遇制度があります。費用の軽減に加え、両資格共に更新されるために、今後は両資格共に同一の有効期限となります。

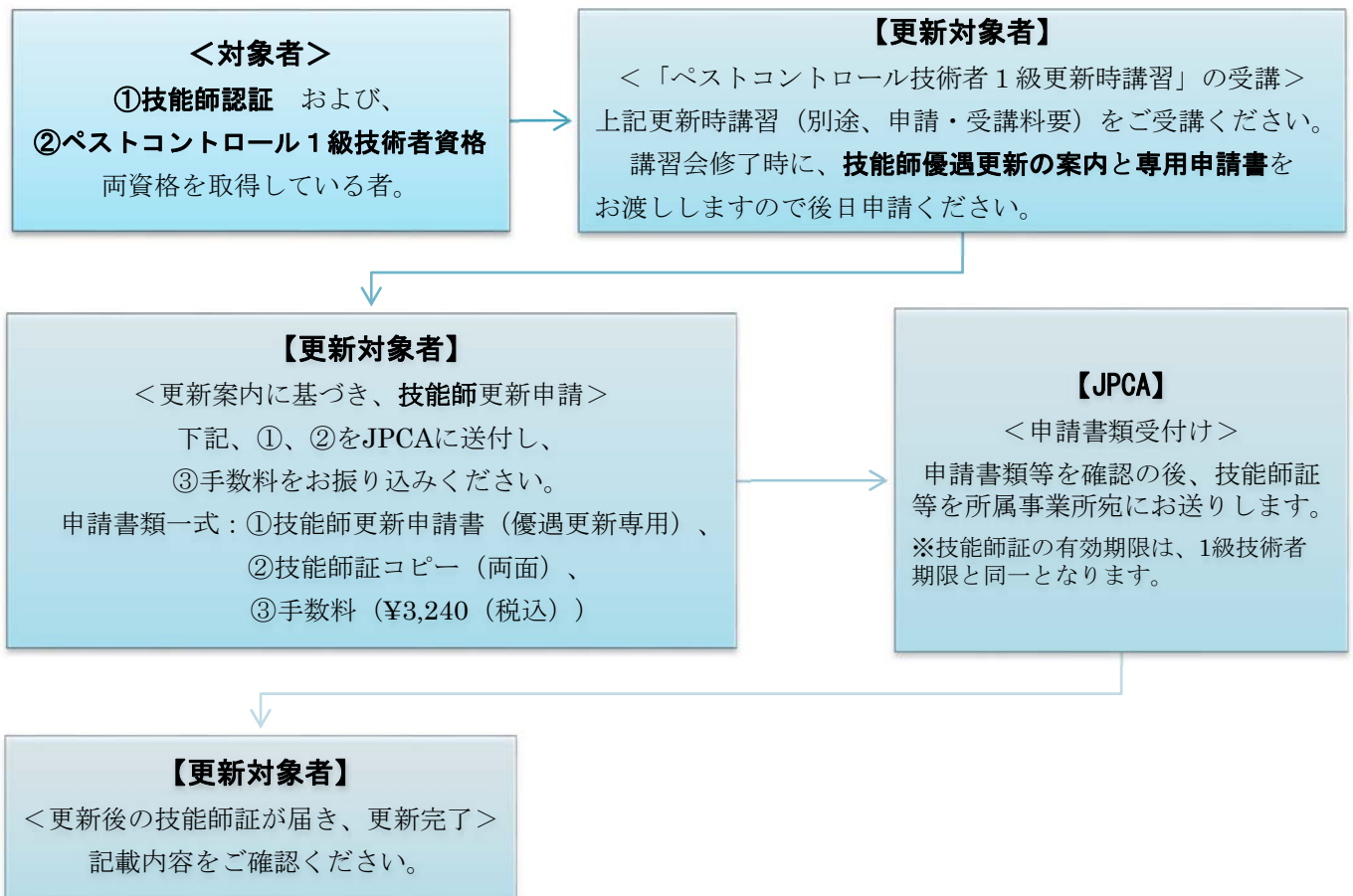
つきましては、両方の資格をお持ちの方は、この優遇制度を利用して『ペストコントロール技能師資格』の更新を推奨致します。

(優遇更新を適用以後の更新案内はペストコントロール1級技術者分のみお送りします)

【更新の流れ①】 通常の技能師資格更新



【更新の流れ②】 ペストコントロール1級技術者 資格所有者限定  
優遇措置適用による技能師更新



## ペストコントロール技能師資格認証制度に関するQ&A

※更新時教育関連の抜粋

ペストコントロール技能師（以下「技能師」という。）資格認証制度について、よく寄せられるご質問および回答を記載しました。

### Q1: 技能師制度のネライは何ですか？

規程第3条に「技能師は、有害生物の防除を行うにあたり関係法規を遵守し、総合的有害生物管理(IPM)の理念のもとに、適切な方法を選択し、環境等に配慮した施工を推進する」と定められています。

PCOには社会の要請に応じ、多くのことが要求されるようになっていきます。都会のビルから飲食店、各種の工場、一般家庭まで幅広い分野での防除管理が求められ、その対象もねずみ・害虫から感染症対策まで幅広くのものをコントロールしなくてはなりません。技術はもちろん大切ですが、そこで仕事をする人のモラル、心意気といったものも必要となり・・・

- 1 各種の関連法規を遵守した、誠実な仕事
- 2 人や環境にやさしい安全・安心のIPM施工の推進と、建築物衛生法範囲以外のペストコントロール業における広範な知識  
・・・といったことが求められています。

1つ目はコンプライアンスや、技術者倫理とも言われるものです。コンプライアンスは単に法令遵守だけではなく、時代の要請を取り入れて自らなじんでいくことです。ISO,CSR（企業の社会的責任）、QC（品質管理）、偽装防止、など現代社会で取り組んでいるいくつもの流れに沿う必要もあります。誠実さに欠ける仕事は、消費者の信頼を失い、マスコミに取り上げられるなどして業界全体の信用失墜につながることは、我々の身の回りに起こった幾つかの出来事で痛いほど理解されていることと思います。

2つ目はIPM施工への転換等です。そこでは調査の重要性や外来生物への対応、食の安全に関連する内容等、昨今ペストコントロールに求められる幅広い業務で対応できる能力が必要です。

技能師資格は上述の1, 2を研修テーマにしています。従事者全員がこの資格を取得し、「誠実と知識の証」としての技能師証を携行し、世間に対してアピールする必要がありますと考えました。1日の受講のみで誠実な従事者になれるのかという声もありますが、集合教育を受け、心を新たにし、日頃の業務の中で培ってもらいたいと思います。

### Q2: ペストコントロール1級技術者は、この技能師制度で優遇措置はありますか？ 新たに受講しなくてはならないませんか？

技能師資格取得時には、受講の免除等の優遇制度はありません。

ペストコントロール1級技術者（以下「1級技術者」という。）は当協会が誇るべきハイレベルな技術者養成のための認証制度で、色々な分野で世間の評価も高まりつつあります。ご存知のように（一財）日本環境衛生センターの通信教育にもとづく「養成」の結果、資格認証委員会により決定授与されるもので、協会内の技術保持のためこれからも続けていかななくてはならない重要な制度です。1級技術者の方が、技能師資格取得を希望される場合には新たに受講する必要があります。

ただし、1級技術者は更新時講習の受講により、技能師更新教育が免除されるという優遇措置があります。（更新についてはQ10以降をご参照ください。）

**Q3: 1 級技術者が技能師を取得した場合、両方の更新講習を受講するのですか？**

1 級技術者は、優遇措置を適用した場合、3 年に一度の 1 級技術者更新時講習の受講をすることにより技能師更新教育を修了したとみなされるため、技能師更新教育は不要となります（技能師更新教育手数料 7,560 円は不要ですが、技能師更新申請手数料 3,240 円は別途必要です）。

優遇措置を適用すると、1 級技術者認証期限と同じになるため、初回は技能師認証期間が、3 年よりも短くなる場合がありますがご了承ください。その後は、3 年に 1 度ずつ更新をしていただきます。

**Q4: ペストコントロール 2 級や 3 級技術者には優遇措置はありますか？**

ありません。

2 級および 3 級技術者は、追加で単位を取得して 1 級技術者に昇級することで、優遇措置を受けることができます。

**Q5: 誰もが取得できますか？**

いいえ、日本ペストコントロール協会の会員事業所所属の従事者のみです。

この制度は従事者の倫理面も重視したものです。1 日の講習のみで達成されるものではなく、特に施工技術面においては日頃のペストコントロール業務の中で習得していくべき性質のもので、したがってそのような習得の場のある会員会社の従事者のみとしました。

なお、審査に合格した方に発行される技能師証には、当協会に会員として登録されている会社（所属会員事業所）が記載されます。

**Q6: 会社を通さずに申請や取得ができますか？**

日本ペストコントロール協会の会員事業所に所属する従事者を対象としていますので、会員事業所（会社）を窓口とした申請等が必要です。会員事業所を通さない申請等は無効として受理しません。

日本ペストコントロール協会からの連絡も、すべて会員事業所を通じてとなります。

**Q7: 他の方への名義の変更は出来ますか？**

講習を受講し審査に合格した方個人に対する認証であるため、他の方への名義の変更は出来ません（結婚等によるご本人の名義変更は可能です）。

**Q8: 一度習得すれば何年有効ですか？**

技能師証が交付された日より有効であり、期限は次の年度当初日（4 月 1 日）から換算して 3 年間です。有効期限内に更新が必要になります。

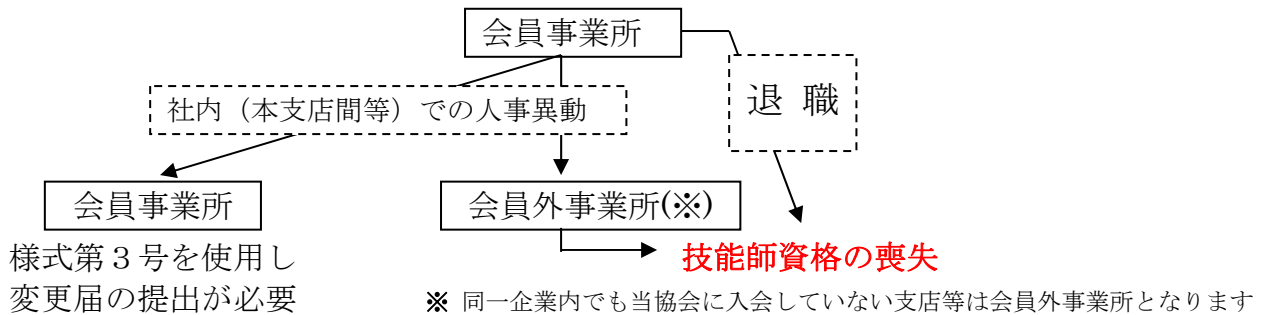
例：2015 年 12 月交付の場合の期限は 2019 年 3 月 31 日まで。

2016 年 1 月交付の場合も期限は 2019 年 3 月 31 日まで。



**Q9:会員事業所での人事異動、または退職した場合は？**

変更内容により下記の通りです。



**Q10:更新の案内は届きますか？**

更新対象年度には、資格者個々の登録会員事業所宛に、更新案内と共にテキスト及び問題等の一式を送付します。

なお、当協会の機関紙やホームページでも、更新教育の情報を掲載します。

**Q11:更新の際にもテスト（考査）がありますか？**

配本するテキスト（教本）での勉強を行っていただき、問題に解答をしていただきます。後日お送りする正答により自己採点による見直しができます。

**Q12:更新はどうしたらできますか？**

更新をするには、送付されてきた教本を活用した勉強等を行い、問題の解答用紙、更新申請書及び写真、手数料（7,560円）を添えて本会に送付してください。諸手続き完了後、問題の解説と共に新しい技能師証（カード）添えて所属会員事業所宛に送付致します。

なお、1級技術者の方は、「ペストコントロール1級技術者更新時講習」の受講をもって、技能師更新教育を履修したとみなすことができる優遇措置があります。通常の更新にくらべ手間や費用の軽減となるうえ、両資格共が同時更新となるため同一の有効期限となります。両方の資格をお持ちの方は、この優遇制度を利用した更新を推奨しております。

技能師更新年度に1級更新時講習を受講予定の方は、更新時講習修了後、所定の申請書等と手数料（3,240円）を添えて本会に送付してください。また、初回は技能師認証期間（3年間）が短くなる場合がありますがご了承ください。

※ペストコントロール1級技術者の更新は、別途手数料が必要です。

**Q13:有効期限年度前に技能師更新教育受講は可能ですか？**

その場合、期限はどうなりますか？

有効期限年度前に更新教育の受講は可能です。

ただし、更新を行う時点の有効期限の残期間にかかわらず、次の年度当初日から換算して3年が新しい有効期限となります。

**Q14:更新を忘れた場合どうなりますか？**

有効期限が切れた場合は、資格喪失となります。一旦資格を喪失した方が再度認証を希望する場合、原則として新規の扱いとなりますので、有効期限には十分留意してください。

**Q15:技能師証をなくした場合はどうなりますか？**

様式第4号を使用し再交付申請をしてください。

**Q16.更新をしたくない場合はどうすればよいですか？**

更新を希望しない方は、下記事務局までご一報ください。配本された更新教育テキストは、そのままお持ちいただいて結構です。

その場合でも、現在の有効期限まで技能師資格は有効です。

上記Q&A以外にご不明な点等がございましたら、下記事務局までご連絡願います。

**更新申請書類提出先、及び、各種お問合せ先**

公益社団法人 日本ペストコントロール協会 事務局  
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町3-3-4 サンクス神田駅前ビル3階  
TEL : 03-5207-6321 FAX : 03-5207-6323